

事務事業名	6913 情報公開事業													
担当組織	総務部				庶務課				担当	市政情報・文書担当				
組織コード	H28 H27	07 07	02 02	00 00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H28 H27	01 01	02 02	01 01	02 02	03 03	01 01	記入日	平成28年06月24日

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ													実施計画候補	
基本目標	07	人が集い心ふれあうまち											○ 対象 ● 対象外	
分野	03	市政情報の提供												
施策	75	情報の公開・個人情報の保護												
事業期間	平成11年度～平成32年度													
根拠法令 通達等	戸田市情報公開条例、戸田市個人情報保護条例、戸田市市民パブリック・コメント制度要綱							関連計画 施政方針						
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの													
ISO14001	○ 1. 環境創出事業 ○ 2. 施設方針書 ○ 3. 環境配慮事業 ● 4. 対象外													
対象	市民・職員													
事業目的	行政が「市民の知る権利」と「市の説明責任」を明らかにするとともに、市民に対し自己情報のコントロール権を保障し、開かれた市政への実現を目指すこと。また、民主的な行政運営を図ることを目的とする。													
事業内容	両制度の総合窓口（情報公開コーナー）となり、市民からの請求を受付する際、請求に係る情報を特定するとともに、制度の普及指導も行う。また、制度の適切な運営を図るための審議会、不服申立てについての諮問を審査する審査会の運営を行う。説明責任を全うすることの一環としてパブリック・コメント制度を有効に活用する。													
実施主体	■ 市による単独直営 □ 委託（□3セク・財団 □ 企業 □ 市民・NPO） □ 協働・協力（ ）													

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成27年度 執行額（千円）	平成28年度 予算額（千円）	平成29年度 計画額（千円）	平成30年度 計画額（千円）	平成31年度 計画額（千円）
	事業内容		両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報室の充実				
事業費			4,640	5,498	5,498	5,498	5,498
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0	0
	県支出金		0	0	0	0	0
	起債		0	0	0	0	0
	その他		1	1	1	1	1
一般財源			4,639	5,497	5,497	5,497	5,497
人件費			6,875	6,875	6,875	6,875	6,875
投入 人員	常勤職員		1人	1人	1人	1人	1人
	非常勤職員		0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
事業費+人件費			11,515	12,373	12,373	12,373	12,373

目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式	H26目標 H26実績	H27目標 H27実績	H28目標 H28実績
	活動①	情報公開・個人情報保護運営審議会・審査会開催回数	回			6	6
活動②	パブリック・コメント募集案件へのアクセス件数	件		掲載ホームページへのアクセス件数	—	—	200
成果①	審議会での否決数	件		個人情報保護運営審議会等で否決された案件数	0	0	0
成果②	審査会での不当判断数	件		情報公開審査会等で不当と判断された件数	0	0	0
					0	2	—

目標達成状況の分析

A：活動・成果ともに達成した。

<判断理由>
平成27年度は情報公開請求件数29件、自己情報開示請求件数17件に対し、不服申立て件数がそれぞれ1件であった。このことは、公開決定が概ね正当であり請求者の請求意図が損なわれなかったこと、請求者に対し十分な説明がなされたこと等が要因といえる。また、「個人情報保護に関するトラブル件数」「審議会での否決数」が0件であったことは、個人情報の適切な取扱いを裏付ける結果となっている。

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	25年度	26年度	27年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>平成27年度は情報公開請求件数29件、自己情報開示請求件数17件に対し、不服申立て件数がそれぞれ1件であった。このことは、公開決定が概ね正当であり、請求者の求意を損なわず、十分な説明がなされたと思慮される。また、審議会で否決された案件もなく、個人情報の適切な取扱いが行われていた結果といえる。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	25年度	26年度	27年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>決算ベースの事業費で平成27年度は約464万円であり、平成26年度から約46万円の事業費が増額となった。前年度と比較して審査会が4回増加したことに伴い、委員報酬や費用弁償等が発生したためである。これは、不服申立てによる救済制度が機能した結果といえる。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	25年度	26年度	27年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>不服申立てのため審査会を開催したことで救済制度が機能したといえる。また、審議会においては、平成26年度から実施した継続案件の審議の簡略化及び新規案件の審議の重点化を図り、効率的な会議運営を行った。今後も審議の効率化を図り、より一層、円滑で適切な制度運営を進めていく。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	25年度	26年度	27年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>情報公開請求及び自己情報開示請求における行政文書の写しの交付に当たっては、請求者に対しコピー代として1枚当たり10円を請求している。これは、他市の両制度における負担額や一般的な有料コピー料金としても妥当な料金設定といえる。</p>

4. 平成27年度中に実施した見直し内容

見直し内容	現年度及び前年度に実施した工事において、完了検査が終了している案件の金入り工事設計書については、情報提供とした。
見直しの効果	情報を提供できるものについては、情報公開請求を受け付けずに提供することで、速やかに情報請求者のニーズに応えることができた。また、事務の簡素化による負担軽減にも繋がった。

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成29年度で終了 <input type="radio"/> 平成28年度で終了 <input type="radio"/> 平成27年度で終了
	<p><判断理由></p> <p>「市民の知る権利」及び「市の説明責任」を明らかにするとともに、市民に対し、自己情報のコントロール権を保障し、開かれた市政の実現・民主的な行政運営を目指すには必要不可欠なものである。したがって、情報公開・個人情報保護制度の円滑な運営を継続していく。</p>
今後の取組方針	情報公開請求及び自己情報開示請求に適切に対応し、両制度を広く周知しながら、制度の適正な運営を行う。また、庁内の説明会や研修会等を通じて、職員の個人情報保護に対する意識の向上及び個人情報保護運営審議会に対する適切な諮問手続について、周知を図っていく。